

私たちは荷卸し立会いを徹底します



「荷卸し立会い」による相互確認は消防法を遵守して行いましょう

1

納品書の確認



2

荷卸し前タンク在庫量と
荷卸し数量の確認



確認よし!

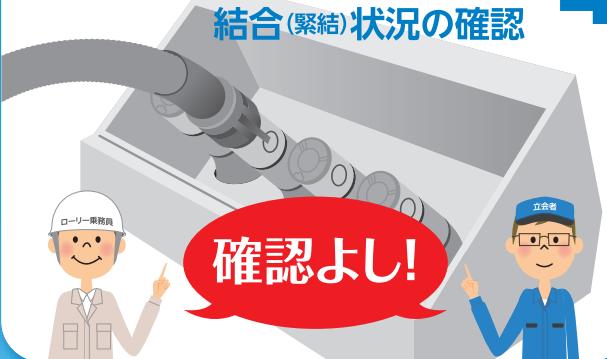
3

荷卸し順序の確認



4

注油口(油種・数量)とホースの
結合(繋結)状況の確認



5

荷卸し後タンク在庫量の確認



6

受領書・荷卸し確認書の確認



主催：



石油の力。

石油連盟



全石連



公益社団法人
全日本トラック協会

協賛：



消防庁

住民とともに

この下敷きは石油連盟が制作しております。

コンタミやオーバーフローによる

漏洩事故の防止は、

社会的信用を守る第一歩です。

万が一事故が発生したら、社会的信用を一気に失います。

荷卸しの立会いにご理解とご協力をお願い致します。

参考

事故を未然に防ぐための給油所における義務として、消防法や消防庁からの通達において、給油所の危険物取扱者の荷卸し立会いを規定しています。

消防法第13条第3項

製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

※消防庁通達によれば、荷卸しをする給油取扱所とタンクローリーの所有者が異なる場合は、当該給油取扱所とタンクローリーそれぞれの危険物取扱者が取扱い作業を行わなければならないとしています。
(昭和51年12月7日 消防危第111号通知)

平成29年12月28日 消防危244号(抜粋)

単独荷卸しを行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

平成17年10月26日 消防危245号通知第5(抜粋)

予防規程を変更せず（立会荷卸しを行う予防規程のまま）又は単独荷卸し実施規程を作成せずに単独荷卸しを行っている状況を確認した場合には、危険物保安監督者に対し、即座に単独荷卸しを中止するよう指導されたいこと。

（中略）

度重なる指導によっても改善がみられない等のケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置を検討すること。

- 揮発油販売事業者には、「品確法」により品質確保の義務も課されています。（品確法第13条～17条）